

議案第 78 号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 5 月 31 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号及び第 6 号を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める期間は、57 日間とする。

第 3 条の見出しを「（育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第 1 号中「第 5 条第 2 号に掲げる」を「第 5 条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第 4 号中「当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が 3 月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員）」を「3 月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方

法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第10条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第11条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第14条第2号」を「第14条第1号」に改め、同条第4号中「第14条第3号」を「第14条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の任命権者が定める方法により養育したこと（当該職員を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第22条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第23条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の条例第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の条例第3

条第 4 号又は第 11 条第 5 号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業、育児短時間勤務又は部分休業をすることができることとされたことに伴い、配偶者が常態として子を養育できる職員についても育児休業、育児短時間勤務又は部分休業をすることができることとする等のため、この条例を制定するものである。